

補 正 情 報

法改正に伴い、**宅建士基本講座テキスト VOL.3（宅建業法）**に以下の修正が必要となりました。お手数ですが、下記の通り修正してください。

記

P172 最終行に続けて③として以下の記述を追加してください。

- ③ **低廉な空き家等（＝税抜価格が400万円以下の宅地・建物）の売買の媒介または代理を行った宅建業者が売主から報酬を受領する場合の現地調査費用等**

↓ただし、

受領できる現地調査費用等は、売買の媒介の場合に受領できる報酬額と合計した金額が18万円以下でなければならない

なお、**肢別過去問、過去問答練、年度別過去問集**の報酬に関する問題は、取引された物件が「低廉な空き家」ではないとの前提で問題演習を進めてください。

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之